大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　大阪文化芸術事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた大阪府内の文化芸術活動の継続・回復をはかるため、予算の定めるところにより、大阪府内の施設を利用して文化芸術活動を行う個人又は団体に対し、大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、法令に特別の定めのあるものを除き、この交付要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大阪府内の施設において実施される、不特定多数を対象とした有料の舞台公演又は作品展示で、以下の各号の要件を全て満たすものとする。

（１）文化芸術基本法第８条から第１２条に規定する文化芸術のうち舞台公演又は展示を行う事業

　　（２）第５条に規定する施設で実施される事業

　　（３）チケット販売等を行い実施する事業

　　（４）新型インフルエンザ等対策閣僚会議から提供される情報等に基づき、自主的な感染対策を行う事業

　　（５）宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでない事業

　　（６）公序良俗に反するものでない事業

（補助金対象者）

第３条　補助金の交付対象者（以下「事業者」という。）は、業として補助対象事業を自らの費用で主催する個人及び団体とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第　　２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例(平成２２年大阪府条例第５８号)第２条第４号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

（２）法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

（３）公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために必要な施設の使用料（有料公演日若しくは作品展示会開催日以外の対象事業の準備若しくは片付けに係る費用又は設備使用料等を除く。）とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令等により自治体から要請を受けて中止、延期した場合のキャンセル料を含む。

２　前項の規定に関わらず、国及び地方公共団体から同事業を行うために必要な施設の使用料及びキャンセル料（有料公演日若しくは作品展示会開催日以外の対象事業の準備若しくは片付けに係る費用又は設備使用料等を除く。）について補助を受けた場合は補助対象経費と認めない。

（補助対象事業を行うための施設）

第５条　補助対象事業を行うための施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

（１）大阪府内の劇場、ホール、ライブハウス等であって、次のアからウの全てに該当するものとして、施設を所有又は運営する者からの申請に基づき大阪文化芸術事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が登録したもの

ア 利用料金が明示されていること

イ 収容人数が50人から、3000人程度までであること

ウ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議から提供される情報等に基づき、自主的な感染対策がなされていること

（２）府内の展示施設等であって、次のア及びイの全てに該当するものとして、施設を所有又は運営する者からの申請に基づき委員長が登録したもの

ア 前号ア及びウに該当すること

イ 室内床面積300㎡未満であること

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象事業を行うための施設とはならない。

（１）役員等（施設の経営者が個人である場合にはその者、法人である場合にはその法人の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時施設に関する業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者又は団体である場合には代表者若しくは理事等をいう。）が暴力団員若しくは暴力団密接関係者と認められる施設

（２）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる施設

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う施設

（４）廃止された施設

（５）その他、委員長が適当でないと認める施設

（補助対象事業を行うための施設の登録）

第６条　補助対象事業を行うための施設の登録は、施設を所有又は運営する者が、大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金施設登録申請書（様式第１号）を委員長に提出することにより行うものとする。

２　委員長は、前項の規定により提出された申請につき、内容その他必要な事項を審査し、対象施設として登録するか否かを決定するものとする。

３　委員長は、対象施設が前条第２項各号のいずれかに該当した場合には、前項の登録の決定を取り消すものとする。

（補助金額）

第７条　補助金額は補助対象経費の全額とし、舞台公演に係る費用については１公演あたり１日５０万円を上限に、２日分を限度とする。作品展示に係る費用については１展示会期あたり５０万円を上限とする。

２　補助金額は、補助対象経費に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（申請の上限）

第８条　補助対象事業の申請上限については、第９条に定める補助対象事業実施期間ごとに、次のとおりとする。

（１）舞台公演の場合は、出演者について、１人又は１グループにつき、１公演まで

（２）作品展示の場合は、作者について、１人又は１グループにつき、１展示会期まで

（３）補助対象事業を行う施設について、１施設につき１月あたり１０日まで

（補助対象事業実施期間）

第９条　補助対象事業実施期間(以下「事業実施期間」という。)は、交付決定の時期に関わらず、次のとおりとする。

（１）第１期　令和５年７月１日から同年８月３１日まで

（２）第２期　令和５年９月1日から同年１０月３１日まで

（３）第３期　令和５年１１月1日から同年１２月３１日まで

（補助金の交付の申請）

第１０条　補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を委員長に提出しなければならない。

（１）大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金交付申請書（様式第２号－１）

（２）要件確認申立書（様式第２号－２）

（３）暴力団等審査情報（様式第２号－３）

（４）誓約書（様式第２号－４）

２　交付申請は、前条の事業実施期間ごとに別に定める期間内に行わなければならない。

３　前条第１号及び第２号の事業実施期間をまたいで補助対象事業を実施する場合は、前条第１号又は第２号に係る交付申請の期間内に申請しなければならず、前条第２号及び第３号の事業実施期間をまたいで補助対象事業を実施する場合は、前条第２号又は第３号に係る交付申請の期間内に申請しなければならない。

４　令和５年１２月３１日までに開始する事業については、同年１２月３１日までの事業を補助対象事業として交付申請できるものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第１１条　委員長は、前条に定める期間中に提出された全ての申請につき、無作為抽出により審査の順を決定し、予算の範囲内において、その内容を審査するものとする。ただし、第９条各号に定める期の前の期において補助金の交付を申請し、その全ての申請が予算の範囲を超え内容を審査されなかった者の希望により、委員長は、その者に対し１申請分を追加した上で審査の順を決定し、追加された１申請分を除くその者の全ての申請がその審査の順では予算の範囲を超え内容を審査されないことになる場合において、その追加された１申請分の審査の順が予算の範囲内であるとき、その申請者の申請順位第１位の申請と審査の順を入れ替えてその内容を審査するものとする。この場合において、前段の適用を希望する者は、全事業不交付者に対する取扱いの適用希望書（様式第２号－５）を委員長に提出しなければならない。

２　委員長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付又は不交付すべきものと認めたときは、補助金の交付又は不交付の決定を行い、その内容及びこれに付した条件を、交付を申請した者に対し通知するものとする。

３　委員長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の条件等）

第１２条　委員長は、補助金の交付決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

（１）補助対象経費を変更（委員長の定める軽微な変更を除く。）する場合においては、委員長の承認を受けなければならない。ただし、使用する施設又は月を変える事業実施期間の変更は認められない。

（２）補助対象事業の内容の変更（委員長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、委員長の承認を受けなければならない。ただし、出演者、作者、使用する施設又は月を変える事業実施期間の変更は原則として認められない。

（３）補助対象事業を中止又は廃止する場合においては、委員長の承認を受けなければならない。

（４）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに委員長に報告してその指示を受けなければならない。

（５）事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしなければならない。

（６）事業者は、補助対象事業に関する全ての関係書類とともに補助対象事業の完了した日の属する年の翌年度から起算して１０年間保存しなければならない。

（７）事業者は、補助対象事業に関して調査又は報告等を求められたときは、これに従わなければならない。

（８）事業者は、第三者に対して補助対象事業を周知するホームページ、チラシ、ポスター等に大阪文化芸術事業実行委員会から補助金を受けた旨を明示しなければならない。

２　前項第１号及び第２号の規定による委員長の定める軽微な変更とは、補助対象経費の２０％を超えない額で、かつ当初の事業との同一性が認められる範囲内の変更をいう。ただし、使用する施設、月を変える事業実施期間、出演者又は作者の変更は含まないものとする。

３　第１項第１号から第２号の規定により委員長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金変更承認申請書（様式第３号）を委員長に提出しなければならない。

４　第１項第３号の規定により委員長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金中止承認申請書（様式第４号－１）または大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金廃止承認申請書（様式第４号－２）を委員長に提出しなければならない。

５　事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金 氏名等変更届出書（様式第５号）を速やかに委員長に提出しなければならない。

（１）事業者名（団体の代表者又は個人の屋号、雅号並びに芸名を含む。）

（２）事業者の住所又は団体所在地

（補助金の交付申請の取下げ）

第１３条　補助事業者は、交付決定の通知を受け取った日から起算して７日以内に限り、当該申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

３　第１項の規定による取下げがあった場合でも、受領した申請書類等は返却しないものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第１４条　委員長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　委員長が前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限るものとする。

（１）天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（２）事業者が、補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助対象事業を遂行することができない場合(事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

３　第１１条の規定は、第１項の場合について準用する。

(補助対象事業の遂行)

第１５条　事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

(状況報告)

第１６条　事業者は、委員長の請求に基づき、補助対象事業の遂行の状況に関し、委員長に報告しなければならない。

(補助対象事業の遂行等の命令)

第１７条　委員長は、事業者が提出する報告等により、その者の補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

２　委員長は、事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

３　委員長は、前項の規定により補助対象事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、事業者が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を委員長の指定する日までにとらないときは、第２２条第１項の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

（実績報告）

第１８条　事業者は、委員長の定めるところにより、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了した翌日から起算して３０日以内に、大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金実績報告書（様式第６号）を委員長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第１９条　委員長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業者に対して命ずるものとする。

２　前条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付額の確定等）

第２０条　委員長は、第１８条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知するものとする

（補助金の交付）

第２１条　補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第２２条　委員長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第１１条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）申請内容、報告内容又は提出書類に偽りや不正があったとき

（２）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

（３）法令等又はこの交付要綱のいずれかに違反したとき

（４）第１８条に定める報告がないとき

（５）第３条各号のいずれかに該当することとなったとき又は第１０条の申請をした当時に第３条各号のいずれかに該当していたことが判明したとき

（６）第３条第２号及び第３号に掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと委員長が認めるとき

（７）前６号に掲げるもののほか、委員長が交付決定の取消しが必要と認めたとき

２　委員長は、第１項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第２３条　委員長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合は、既に交付した補助金の一部又は全部について、期限を定めて返還させるものとする。

２　委員長は、前項の規定により補助金の一部又は全部の返還をさせる場合は、書面により、事業者に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第２４条　事業者は、第２２条第１項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を実行委員会に納付しなければならない。

２　前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

３　事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を実行委員会に納付しなければならない。

４　第１項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年あたりの割合は、３６５日あたりの割合とする。

（その他）

第２５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年７月２日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年９月３日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月８日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月７日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年６月２日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年８月４日から施行する。